

企業会計基準委員会御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会**実務対応報告公開草案第40号****「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける
借手の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」について**

2014年3月7日に公表された標記公開草案（以下『公開草案』）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

『公開草案』は、経済産業省が制定した「リース手法を活用した先端設備等導入促進保障制度推進事業事務取扱要領」第3条第7号と、「リース手法を活用した先端設備等導入促進保障制度推進事業実施要項」第4の4に従って、基金設置法人とリース事業者（貸手）が締結した先端設備等導入支援契約に基づくリース取引（以下、本スキーム）に限定して、借手の会計処理等を明らかにすることを提案している。

この様な非常に限定された個別スキームに関する実務対応報告を新たに作成するのは、日本再興戦略に基づく施策の円滑な推進には、本スキームに見られる貸手の見積残存価額が比較的高めに設定されたリース契約と変動リース料の暫定的な取扱いを、早急に明らかにする必要があるためと理解している。

『公開草案』は、本スキームがファイナンス・リース取引に該当するかどうかは、他のリース取引と同様に、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用方針」（以下「リース適用指針」）第5項の要件に基づき、第9項に従って判定することを提案している。同様に、再リースに係るリース期間又はリース料を、解約不能のリース期間又はリース料総額に含めるかどうかは、「リース適用指針」第11号と第12号に従うことを提案している。本スキームの基本的な取扱いが何ら特殊なものではないことを明確にするのは当然であり、我々は企業会計基準委員会（以下ASBJ）の提案を支持する。

ただし、『公開草案』の第2項に要約された本スキームでは「リース料総額の現在価値は取得価額の90%未満」とされているが、第3項に示されたファイナンス・リース取引を判定する現在価値基準は「概ね90%以上」であるため、本スキームでもファイナンス・リース取引と判定される可能性がある。本実務対応報告の利用者が、「本スキームはファイナン

ス・リース取引に判定されることはない」と誤解することを避けるため、90%未満でも本スキームが概ね90%以上に該当すると判定される場合がある旨の明示を提案する。

本スキームではリース対象物件の稼働量によって変動する変動リース料が設定できるが、「リース適用指針」には変動リース料の取扱いが明示されていない。しかし、『公開草案』の「結論の背景」第17項にある様に、変動リース料に関して国際的な会計上の取扱いについて十分なコンセンサスに至っていない状況下で、我が国における変動リース料の一般的な取扱いを拙速に決めるべきではない。

『公開草案』第6項は、「本リース・スキームに係る…略…変動リース料…略…については、リース取引開始日における借手による合理的な見積額（…略…）により、リース会計基準及びリース適用指針に定めるリース料総額に含めて取り扱う。」としている。この様に本スキームの「合理的な稼働量に基づいて決定される変動リース料」に限定した規定とすることで、一般的な変動リース料の取扱いの拙速な決定を避けた ASBJ の判断は妥当なものであるであろう。また、従来の「リース適用指針」に規定のない契約内容の変更について、取扱いを追加した点も妥当な判断と考えている。

国際会計基準審議会（以下 IASB）が 2013 年 5 月に公表した公開草案「リース」では、リースの会計基準を見直す重要な理由として、2つの会計処理モデルを用いることで、類似したリース取引の会計処理が著しく異なる可能性を挙げている。この公開草案に対して、我々は「借手のリースは原則として全てオンバランス化されるべきである」という趣旨の意見書を提出している。ASBJ の『公開草案』で示された、合理的な想定稼働量に基づいて決定される変動リース料と、契約内容の変更についての取扱いは、現行の会計基準と「リース適用指針」の枠内で、実態に応じてオンバランスの範囲を広げるものと評価している。

ただし、この目的を達成するには、我々は以下 2 点の改善が必要と考えている。

- (1) 『公開草案』第5項ではリース取引の契約内容が変更された場合の会計処理を示しておらず、実務を混乱させ、企業間の比較可能性を損なう可能性がある。

現行の IAS 第 17 号「リース」では、契約時に遡って修正することを想定しているようであり、この考え方は企業結合における取得原価の配分が確定した場合の、我が国における最新の取扱いとも整合している。

- (2) 合理的な想定稼働量に基づいて決定される変動リース料については、当初見積りの誤謬や稼働後に想定稼働量の変動が想定される。しかし、『公開草案』第5項は「これ以外の場合、当該判定をリース期間中に再度行うことは要しない。」としている。つまり、契約当初にオペレーティング・リース取引と判定されると、その後に契約の実態がファイナンス・リース取引であることが判明しても、リース期間の終了までオフバランスのまま会計処理されることになる。

本スキームは耐用年数の長い物件が対象になると想定されるため、第5項を「ファイナンス・リース取引の判定結果に影響を及ぼすほど、合理的な想定稼働量に基づいて決

定される変動リース料が増減した場合には、再度、「リース適用指針」第9項に従って判定を行う。」という様に変更することを提案する。

また、『公開草案』の「結論の背景」第15項によると、本スキームでは、現在価値基準の判定に用いる割引率として、通常用いられる借手の追加借入利率ではなく、貸手の計算利率が想定されている。「リース手法を活用した先端設備等導入促進保障制度推進事業事務取扱要領」第3条(3)では、計算利率を「リース料の総額(…略…)と見積残存価額(…略…)の合計額の現在価値が、当該リース物件の取得価額と等しくなるような利率」と定義している。

本スキームでは高めの見積残存価額を貸手が用いることを想定しているため、結果的に計算利率が相当程度高めに算出されることが考えられる。この結果、現在価値(借手にとっての負債金額)が低めに算定されるケースや、借手の利率を適用すればファイナンス・リースと判定されるものがオペレーティング・リースとされるケースもありえるであろう。我々は、計算利率が借手の利率と大きく異なる場合は、その旨の開示を義務付けることを提案する。

最後に、『公開草案』第7項は「なお、前項の取扱いは、第2項に記載するリース取引のみに適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えるものではない。」とされており、非常に限定された個別スキームに関する実務対応報告である旨を明記したことを強く支持する。さらに、国策に基づく非常に緊急性の高い案件という声があるにも関わらず、デュー・プロセスを守り、通常通り2カ月間のコメント募集期間を設けたASBJの姿勢も高く評価したい。

以上